

## 研究ノート

## 死刑制度を考える

鶏内泰寛

## 序

二〇一四年三月二十七日、静岡地裁が一九六六年に一家四人が殺害、放火された「袴田事件」の再審開始を認めたという新聞ニュースは、皆さんの記憶にも新しいのではないだろうか。これまでも、弘前大学教授夫人殺人事件（一九七七年無罪確定）、甲山事件（一九九九年無罪確定）、財田川事件（一九八四年無罪確定）、島田事件（一九八九年無罪確定）、松山事件（一九八四年無罪確定）、足利事件（二〇〇九年無罪確定）など多くの冤罪事件が起こっている。これは、私たちが一つ間違えれば、有らぬ罪で犯罪者とされる可能性があるということである。日本の刑事事件において起訴された事件の有罪率は、九九・九二%（二〇〇六年）と驚くほどの高さがある。単純に考えると日本警察の優秀さとみること出来るが、はたしてそれは正しいと言えるのだろうか。二〇〇九年に大阪地方検察庁特別捜査部が、障害者団体向けの郵便料金の割引制度の不正利用があったとして、厚生労働省の元局長 村木厚子氏と「障害者団体」会長の倉沢邦夫氏、発起人で幹部の河野克史氏が逮捕された障害者郵便制度悪用事件（二〇一〇年無罪判決）では、押収されたフロッピーディスクが検事により捏造されたことが発覚している。このような事実を考えた時、裁

判における「疑わしきは被告人の利益に」の原則は本当に忠実に判断されていると言えるのだろうか。さらには、有らぬ罪で犯罪者となり死刑が執行された者が、一人もないと言えるのであろうか。私たち宗教者は、この問題にどう答えていくべきなのかを考えてみたい。

## 国際社会の流れ

死刑存置・廃止国の状況（二〇一三年）であるが、法律上・事実上の廃止国数は一四〇カ国に上る。そのうち、「あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の数は九十八カ国」、「通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国の数は七カ国」<sup>※1</sup>、「事実上の死刑廃止国の数は三十五カ国」となっており、これは法律上または事実上の死刑廃止国の数が世界全体の約七十%を占めていることを示している。また、死刑存置国数は五十八カ国で、そのうち二〇一三年に死刑を執行した国は日本を含め二十一カ国にすぎない。さらに、先進国が加盟しているOECD（経済協力開発機構）三十四カ国の中で死刑制度を存置している国は、日本、韓国、アメリカの三カ国のみである。韓国は、一九九七年十二月以降死刑が執行されておらず事実上の死刑廃止国であり、アメリカも十八州で死刑の廃止、または停止されており、国家として死刑を完全に認めているのは日本だけである。

## 行刑の理念とは

周知のとおり、現在日本では、刑法十一条第一項に「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」とあり、

【日本の裁判有罪率】

年	有罪率
1950～1951年	98.30%
1957～1975年	99.04～99.83%
1976～1985年	99.84～99.88%
1986～1995年	99.89～99.95%
1996年	99.96%
1997年	99.96%
1998年	99.95%
1999年	99.95%
2000年	99.94%
2001年	99.94%
2002年	99.93%
2003年	99.92%
2004年	99.91%
2005年	99.93%
2006年	99.92%

絞首刑が制定されている。また、死刑判決確定後六カ月以内に、法務大臣が執行を命令しなければならぬとされているが、実際には法務大臣の理念や、再審請求などにより、死刑確定から執行までそれ以上の年月がかかることがほとんどである。

昭和八年（一九九三）制定の行刑累進処遇令（司法省令）の一条には「本令は受刑者の改悛を促し其の発奮努力の程度に従ひて処遇を緩和し受刑者をして漸次社会生活に適應せしむるを以て其の目的とする」と定めている。二〇〇三年の名古屋刑務所における受刑者死傷事案を契機として、行刑の見直しが図られ、有識者により行刑改革会議提言書（二〇〇三年十二月二十二日）が示された。この中でも「我が国の行刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由を剥奪するとともに、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るといふ基本的理念に基づき行われてきた」とされている。つまり、行刑の執行が単なる自由の剝奪に尽きるものではなく、受刑者の改善更生・社会復帰をも目指すものであることが示されているのである。法治国家である日本では、拷問は禁止されている。死を以って償うという死刑そのものは、この行刑の理念からも逸脱するとの見方もある。過去十年の日本での死刑実施件数は、以下の表のごとくである。二〇一一年に死刑が実施されていないのは、江田五月法務大臣と平岡秀夫法務大臣の両氏が死刑に慎重派であったため、

【死刑囚収容施設毎の年別死刑執行の一覧】

年	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	福岡	累計
2004年	0	0	0	0	1	0	1	2
2005年	0	0	0	0	1	0	0	1
2006年	0	0	2	0	1	1	0	4
2007年	0	0	5	1	2	0	1	9
2008年	0	1	7	0	5	0	2	15
2009年	0	0	2	2	2	0	1	7
2010年	0	0	2	0	0	0	0	2
2011年	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年	0	1	2	0	1	1	2	7
2013年	0	0	5	1	2	0	0	8

死刑執行命令を下していないためであり、死刑執行〇件は十九年ぶりのことであった。

刑法学者のベツカリーアは、刑罰が「最も大きな効果を及ぼすのは、刑罰の強さではなく刑罰の長さである」としている。重罪者を死刑にするより、終身刑にすることが、重罪者の自由を奪い、生涯にわたる懺悔を持たせ、労働による被害者への賠償をさせる上でも有益だと考えている。さらには、その犯罪が死刑に比べ長くの間、社会的に認知される効果があるとしている。

## 犯罪人引渡条約

日本は、一九八〇年に日米犯罪人引渡条約を締結、二〇〇二年に日韓犯罪人引渡条約を締結し、発効した。二〇一四年現在、日本はアメリカと韓国の二カ国とのみ犯罪人引渡条約を結んでおり、イギリスの一一五カ国、アメリカの六十九カ国、韓国の二十五カ国に比べて極めて少ない。なぜこのような事になっているのか。それは、EU諸国の犯罪人引渡条件の中には、どのような反人倫的な犯罪をおかしたとしても死刑を執行してはならないと規定されているためである。したがって、EU諸国から引き渡された犯人には死刑を執行できないということになり、国内の行刑でもし死刑を求刑されたとしても、執行できないという矛盾が生じるのである。アメリカ、韓国から引き渡された犯人は、死刑を執行できることになるが、実際には国際問題として執行できないという事実がある。このことにより、日本の最高刑である死刑が、国内と国外での逮捕により差異が生じるという問題もある。

## 国内世論

さて、それでは国内世論はどうであるかということである。二〇〇九年の世論調査をみると死刑存置は、八十五・六％という高い数字を示している。また、死刑を廃止すると凶悪な犯罪が増加すると考えている人の割合は、六十

三・八%と、死刑が犯罪抑止に繋がっていると考えていることがわかる。しかしながら、実際に死刑による犯罪抑止力は証明されていない。韓国の殺人件数の推移を見て頂きたい。韓国では、先に述べたように死刑存置国（二〇一〇年二月、憲法裁判所は、合憲五対違憲四で死刑を合憲としている）でありながら一九九七年の死刑を最後に一九九八年以降死刑は実施されていない。しかしながら、韓国国民世論も死刑について六十%以上が死刑存置を望んでいる点で、日本と同じような背景がある。さて、犯罪抑止力を考える点で注目したいのが、韓国は一九九七年に死刑を執行しているが、翌年は一七七件の殺人事件の増加が見られる。つまり死刑そのものが犯罪の抑止効果に直接繋がるとは言い切れないのである。

#### 【死刑存廃をめぐる意見】

年	廃止	存置	その他
1956年	18.00%	65.50%	17.00%
1967年	16.60%	70.50%	13.00%
1975年	20.70%	56.90%	22.40%
1980年	14.30%	62.30%	23.40%
1989年	15.70%	66.50%	17.80%
1994年	13.60%	73.80%	12.60%
1999年	8.80%	79.30%	11.90%
2004年	6.00%	81.40%	12.60%
2009年	5.70%	85.60%	8.60%

#### 【死刑を廃止すると凶悪な犯罪が増えるか？】

年	増える	増えない	一概に言えない	わからない
1989年	67.00%	12.40%	16.20%	4.40%
1994年	52.30%	12.00%	30.80%	4.90%
1999年	54.40%	8.40%	32.40%	4.80%
2004年	60.30%	6.00%	29.00%	4.80%
2009年	63.30%	9.60%	28.00%	

## 終身刑

死刑存置者の中には、死刑と無期懲役の間にある終身刑を求める意見もある。現行の日本における行刑では、死刑の次に重いのは無期懲役で、終身刑というものの存在はないことになっている。しかしながら、実のところ事実上の終身刑というものが存在する。

オウム真理教の元教団幹部の一人に出された判決の中で、「仮釈放を認めない終身に近い無期懲役、事実上の終身刑が相当」（平成十五年九月判決、東京高裁）というもので、仮釈放を許すべきではないという条件をつけて無期懲役判決を下すという方法である。そう考えると、日本でも公然の量刑として終身刑を認めるべきではなからうか。

## 冤罪問題

死刑廃止を求める人々の意見の中心に冤罪問題が存在する。裁判は、人間が人間を裁くものであり、間違いや意図的に作り上げられた罪が生じるということがある。文頭で挙げたように、これまでも罪なき人に対し死刑を求刑したという事例が実際に存在するのである。一九五八年以降、死刑を求刑され無罪になった事件（一審での死刑求刑後無

【韓国における死刑に対する国民世論】

年	死刑存置	死刑廃止
1994年	70%	20%
1999年	50%	43%
2001年	54.60%	31.30%
2003年	52.30%	40.10%
2004年	66.30%	30.90%
2009年	64.10%	13.20%

【韓国における殺人件数の推移】

年	件数	死刑執行	注目箇所
1997年	789	あり	
1998年	966	なし	増加
1999年	984	なし	
2000年	964	なし	
2001年	1064	なし	
2002年	983	なし	
2003年	1011	なし	
2004年	1082	なし	
2005年	1091	なし	
2006年	1064	なし	
2007年	1124	なし	
2008年	1120	なし	
2009年	1390	なし	
2010年	1262	なし	

罪、死刑確定後の無罪)は、少なくとも十五件を超える。殊に、飯塚事件においては、死刑が執行された今日でも冤罪の可能性が高いと言われている。死刑を執行した後では、取り返しのつかない場合があるということは認識しておく必要がある。

足利事件当時のDNA検査の精度は、1000分の1程度であり、1000人に一人同じ血液型が存在していた。さらにこの事件では、DNA鑑定の試料そのものが警察によりすり替えが行われた可能性が高いのである。なにも、このような大きな事件だけが特別なのではなく、浦和の覚醒剤事件では警察により試料である尿のすり替えの可能性が指摘されており、浅草四号事件では警官による偽証、下高井戸放火事件では警察による虚偽自白の強要があったとされる(全て無罪が確定)。このような警察官の偽証事件では、検察官が偽証した者を起訴したという実例は見られない。そういう意味では、取り調べ全過程の録音、録画化、物証・試料の保管、全証拠の開示など、透明化が求められている。

## 宗教者と死刑

宗教者が死刑の問題を考える上で、一つ参考になる説話がある。それはテラー・ガーターに説かれるアングリマーの説話である。

昔、コーサラという国に、アヒンサーという青年がいました。彼は、青年の時、あるバラモンの弟子となりました。真面目で従順な彼は、大変に師を慕っていました。師の妻はアヒンサーに想いを寄せるようになりますが、師を慕うアヒンサーはその誘いを拒みます。このことに腹を立てた師の妻は、陰謀を企て「アヒンサーに襲われた」と夫に告げます。怒った師は、修行を完成させるためには「千人の人を殺害しなければ、本当のバラモンにはなれ

ない」とアヒンサーに命じました。アヒンサーは、師の命令に従って、千人の殺害を実行しようとしました。殺した人の指を切り落とし、首飾りにしていた彼の様相に、街中の人々は恐れおののきました。人々はいつしかアヒンサーのことを、アングリマーラと呼ぶようになりました。アングリとは指という意味で、マーラとは輪という意味で、つまりアングリマーラとは、指でつくった首輪を意味します。九百九十九人の指を集め首輪にしていたアングリマーラは、あと一人で千人の指を集めバラモンになる修行が完成すると思っていました。その前に、ブツダが現われました。「私は止まっているんだよ。むやみに生き物の命を奪う殺生という行いは止まっている。だから、アングリマーラよ、お前も止まちなさい」と諭されたアングリマーラは、剣を捨ててブツダの弟子となりました。アングリマーラがブツダの弟子となり、初めて托鉢に出掛けた日のことです。彼が歩いていると、石が身体に当たりました。彼が後ろを振り返ると、その背中に別の石が当たりました。そして投げられる石の数がだんだん増えてきました。うずくまったところを、棒で叩いてくる者も現れました。「坊さんの格好をして騙そうとしても駄目だぞ、アングリマーラめ、父の仇だ」と、殺された九百九十九人の家族により、アングリマーラは責められたのです。その姿を見てブツダは「アングリマーラよ耐えなさい。お前は地獄へ行き何万年の長い間受けるはずの罰を今受けているのだ。これに耐えてこそ、お前は本当に生まれ変われるのだ」と諭しました。やがて石を投げる者はいなくなり、アングリマーラの過去を知った人々は、彼が罪を悔いて懺悔し、戒を守る清らかな姿に手を合わせるようになったのです。

この説話を読んで解るように、ブツダは罪を懺悔したアングリマーラを許し、そして自身の弟子に迎えるのです。アングリマーラは社会的制裁を受け、その彼の懺悔した姿を目にした人々は次第に彼の罪を許すのです。日蓮聖人も光日房御書に「小罪なれども、懺悔せざれば悪道をまぬがれず。大逆なれども、懺悔すれば罪きえぬ。」と仰ってい

ます。このような点から、宗教者としては、死刑ではなく犯罪者に懺悔をさせるべきではないかと考えます。その上で、終身刑を採用し死刑制度を廃止する方向を求めます。

## 最後に

死刑というものには世界情勢、冤罪問題、宗教的知見の相違など様々な問題が生じていることをご理解頂き、今回の発表が死刑制度について考える機会となれば幸いに存じます。

実際に犯罪の被害者となった方の冥福をお祈り申し上げます。また、被害にあわれた遺族の方には、死刑問題について様々な意見をお持ちの方もおられると思います。今回の、発表内容を不快に思われた方があれば陳謝申し上げます。

※1、通常の犯罪に対してのみの廃止国とは、「軍法下の犯罪のような、通常と異なる裁判手続きによつて裁かれる例外的な犯罪についてのみ、法律で死刑を規定している国」のこと。

## 参考文献

- ・死刑制度の歴史 白水社出版 ジャン＝マリ・カルバス著
- ・冤罪と裁判 講談社現代新書出版 今村核
- ・死刑と正義 講談社現代新書出版 森炎
- ・死刑制度に関する大韓民国調査報告書 日本弁護士連合会
- ・テキサス州終身刑調査報告書 日本弁護士連合会
- ・死刑制度に関する世論調査についての講演会記録 静岡大学情報学部 山田文康教授